

和解合意書（案）

- 1 被告は、原告に対し、被告の本件投稿行為により原告に精神的苦痛を与えたことについて遺憾の意を表す。
- 2 被告は、本和解成立後すみやかに、本件投稿について非表示措置をとる。
- 3 被告は、本和解成立後、自らすると第三者によるとを問わず、原告に関する投稿をしない。
- 4 原告及び被告は、本和解成立後、本件経緯及び本和解の内容をみだりに第三者に口外しないことを約束する。
- 5 原告は、本件について刑事告訴しない。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。